

20世紀初頭オスマン帝国における「3月31日事件」
と「軍事法廷」の判決
- 「事件首謀者」の裁判記録を中心に -

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2020-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 矢本, 彩 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20685

20世紀初頭オスマン帝国における 「3月31日事件」と「軍事法廷」の判決

—「事件首謀者」の裁判記録を中心に—

矢 本 彩

要旨 オスマン帝国末期の1908年7月、「統一と進歩協会」によって青年トルコ人革命が起こされ、スルタン・アブデュルハミト二世の統治下で停止させられていた憲法が復活するとともに、第二次立憲政期が幕を開けた。しかし革命後の政策に不満をもった人々によって、翌1909年4月、「3月31日事件（31 Mart Olayı）」が起こされた。事件で首謀者といわれたのはデルヴィーシュ・ヴァフデティ、『火山』紙を出版し、同紙を機関紙に「ムスリム統一協会」を設立した人物である。しかしヴァフデティは首謀者として処刑されるという重要な立場にありながらも、事件を結末づける彼の裁判に関する詳細な議論がされてこなかった。また先行研究ではこれらを裏付ける史料の典拠が明示されてこなかった。

そこで本稿では、大統領府オスマン文書館（Cumhurbaşkanlığı Osmanlı Arşivi）所蔵の各種文書および「軍事法廷（Birinci Dîvân-ı Harb-ı 'Örfî）」の記録をもとに、裁判の詳細を明らかにした。ヴァフデティを裁いた裁判が「軍事法廷」であることに加え、その裁判官や責任者をも軍人が務めたことを明示するとともに、ヴァフデティの罪状と事件の結末を明らかにした。彼は、新聞という媒体を通して人々を広く事件へ駆り立てたことを理由に絞首刑に処されたが、事件で裁かれた被処罰者の過半数を軍人が占め、ヴァフデティとの直接的な関わりは見られなかった。

また「革命」という言葉とは裏腹に、青年トルコ人革命では統治者であるスルタン・アブデュルハミト二世は退位せず、「3月31日事件」後に事件の責任を負う形で退位させられた。かねてより青年トルコ人革命（1908）から「3月31日事件」（1909）までを広義の「青年トルコ人革命」と捉えることを問題提起してきたが、事件の結末をもとにそれを実証した。

キーワード：「3月31日事件」 デルヴィーシュ・ヴァフデティ 軍事法廷 ムスリム統一協会

1. はじめに

非西欧諸国における 19 世紀末から 20 世紀初頭は、「近代化」と立憲政樹立を目指す時代であり、この世界史的潮流の一つとしてオスマン帝国 (1300 頃 -1922) の青年トルコ人革命 (1908) が挙げられる⁽¹⁾。同革命は、スルタン・アブデュルハミト二世 (在位 1876-1909) によって 30 年間も停止されていたオスマン帝国憲法の復活を目指して起こされた立憲革命であった⁽²⁾。この革命はトルコ語では単に「自由の宣言」や「立憲政の宣言」などとも呼称され、字義どおり生活に自由が訪れたのだと人々はこの革命を歓迎した (新井 2001 : 112-113, 藤波 2011 : I)。しかし革命とは名ばかりで、後述するように言論の自由は保障され、印刷・出版活動は盛んになったが、革命の立役者である「統一と進歩協会」(İttihâd ve Terakkî Cemiyeti) の政策をきっかけに多くの市民・役人が前時代の既得権益を奪われる結果となった。

翌 1909 年 4 月、革命を起こした「統一と進歩協会」へ対する政治的・社会的な反対運動の結果として「反革命」ともいわれる「3 月 31 日事件」(31 Mart Olayı)⁽³⁾が起こされた。ただし革命後の第二次立憲政期 (1908-1918) に関する研究は、総じて革命を主導した「統一と進歩協会」に主眼が置かれ、「3 月 31 日事件」に関しては、革命に付随するものとして論じられ、「イスラーム主義」を標ぼうする者たちによる騒乱であるという評価が独り歩きしてきた。その原因の一つとして『火山』紙 (*Volkan Gazetesi*)⁽⁴⁾を出版し、「ムスリム統一協会」(İttihâd-ı Muhammedî Cemiyeti)⁽⁵⁾の発足メンバーの一人であるデルヴィーシュ・ヴァフデティ (Dervîş Vahdetî, 生没 1870-1909) が「事件首謀者」として極刑判決を受けている。当局は、彼を世俗的な憲法を否定する「イスラーム主義」者とみなし、革命を推進した側に都合のよい「反革命」として事件を処理した。

以上のことを踏まえて、本稿では次の 2 つの論点について考えてみたい。

第一に、「3 月 31 日事件」研究において副次的な位置づけにあった、事件を起こした人々に焦点をあてる。先行研究ではヴァフデティが主幹をつとめた『火山』紙の記事をもとに、事件が起こるまでの間にどのような記事を執筆してきたのかが明らかにされてきた。また筆者も事件後の動向と顛末について考察をした (拙稿 2015 ; 2016)。しかしヴァフデティと事件に参加した他の人々との関わりについては、議論されてこなかった。よってヴァフデティが事件後に裁判で、誰によって、どのような判決を下されて最期を迎えたのか、公文書史料に基づいて明らかにするとともに、処刑または無期懲役などに処された他の事件関係者とヴァフデティとの関わりについて解明する。

第二に、先述のとおり、青年トルコ人革命では国の統治者たるスルタンは代わらず、「統一と進歩協会」は政治の実権を握ることはなかった。これに対して「3 月 31 日事件」をきっかけにスルタン・アブデュルハミト二世は廃位され、「統一と進歩協会」が単独政権を樹立した

のは同事件から9か月経った1910年1月である。革命を字義どおりに捉えると、1908年の青年トルコ人革命単独では「革命」とは言えず（小笠原2018：261）、「3月31日事件」をもって革命の完了といえる。筆者も1908年7月の革命から1909年4月の「反革命」までを広い意味での「青年トルコ人革命」と捉えるべきことを指摘した（拙稿2016）。本稿では事件の結末を示す裁判史料を解説し、その内容をもとに広い意味で「青年トルコ人革命」を定義・再考することを試みた。

2. 先行研究とその問題

「3月31日事件」に関する専論としては、まずムスタファ・バイダルによる『3月31日事件 (31 Mart Vak'ası)』(Baydar 1956)がある。史料の記載がなく出典の確認ができないが、おそらく同事件に関する裁判史料をもとに、いつ、どこで、何人が処刑されたのかを明らかにしている。そして同じく裁判史料を基に記された研究として、トルコ共和国で大統領を務めたジェラル・バヤル（生没1883-1986, 在任1950-60）の回想録『私も書いた (Ben de Yazdım)』(Bayar 1965, 1966)が挙げられる。ヴァフデティの裁判史料、裁判後の事情聴取について詳述されており、これら文書史料の原文と訳文を掲載している。ただし依拠した史料のうち一部しかその出典が記されていない⁽⁶⁾。またバイラム・コダマンとアリ・メフメト・ウナル編纂の回想録『最後の修史官アブドゥルラフマン・シェレフ・エフェンディの歴史 (Son Vak'anüvis Abdurrahman Şeref Efendi Tarihi)』(Kodaman & Ünal 1996)では裁判史料から、「3月31日事件」によって罰せられた人々を死刑、無期懲役、流刑などの罪状ごとに分類して示しており、被処罰者の氏名や役職などの事件の判決に関する重要な情報が明らかにされている。以上3冊をもとに記された近年の研究として、オスマン・セリム・コジャハノールの『3月31日事件とスルタン・アブデュルハミト (31 Mart Ayaklanması ve Sultan Abdülhamid)』(Kocahanoğlu 2009)が挙げられる。事件後の裁判史料の現代語訳を掲載しているが、あくまで「3月31日事件」の概要を明らかにする過程の一つとして言及しており、裁判の内容および他の被処罰者に関する考察はない。とはいえ、ヴァフデティの裁判前の取り調べ内容なども明らかにしており、事件の結末を語る上では重要な1冊である。最後に、ネジメッティン・アルカンによる『セラニキ駐屯軍、イスタンブルへ進軍 (Selanik İstanbul'a Karşı)』(Alkan 2011)である。タイトルにあるセラニキは、現在はギリシャの町テッサロニキである。当時はサロニカあるいはセラニキと呼ばれており、「統一と進歩協会」の主要役員が所属したオスマン帝国第三軍の駐屯地であり、この地から「3月31日事件」鎮圧部隊が派遣された。事件の概要から原因、被処刑人数と場所に至るまでを網羅した、近年出版された中でもっともまとまった「3月31日事件」に関する研究といえる。オスマン文書館所蔵のオスマン語およびドイツ語文書、そして同時代の各種新聞が使用されている。バヤルを除く各研究は、いずれも史料の

典拠が記されておらず、実際に参照した史料が不明である。

次に初版以来、諸研究者によって最も参照されてきた「3月31日事件」研究の基本文献としてスィナ・アクシンの『3月31日事件 (31 Mart Olayı)』(Akşin 1970:1972)が挙げられる。本書は事件前後に出版されていた同時代の新聞と回想録を主要史料として、事件の経過を詳述している。ファイク・レシト・ウナト編纂のアリ・ジェヴァトの回想録『第二次立憲政の宣言と3月31日事件 (*İkinci Meşrutiyet'in İlanı ve Otuzbir Mart Hadisesi*)』(Unat 1991)においても、同時代の新聞や回想録がまとめられており、時系列に沿って事件が概説されている。いずれも重要かつ基本的な文献だが、事件に至る背景と事件の動向が主な内容であって事件後の裁判の詳細には触れられていない。

以上のように「3月31日事件」に関する概要、その結末や裁判の判決内容は先行研究でも明らかにされてきたが、本稿では公文書史料に基づき、事件で首謀者といわれたヴァフデティと事件の他の被処罰者の関連性に言及していく。

3. 史料について

本稿で使用する史料は大きく3つに分類できる。まず大統領府オスマン文書館(Cumhurbaşkanlığı Osmanlı Arşivi)所蔵の各種文書である。次にオスマン政府刊行の『法令集 (*Düstûr*)』、最後に新聞などの定期刊行物である。

同館所蔵文書群のうち、まず軍事勅令(*İrâde-i Askerî*)文書が挙げられる。軍事勅令という名ではあるが、「3月31日事件」後におこなわれたヴァフデティおよび彼に近い人物を対象とした裁判に関する文書が同勅令文書群に集録されている。そして内務省文書局(*Dâhilîye Nezâreti Mektûbi Kalemî*)文書群には、ヴァフデティが『火山』紙の出版に関する申請をおこなった記録、それに対する人物調査に関する記録、そして「3月31日事件」で裁かれた他の被処罰者に関する判決と罪状の記録も収録されている。同事件後の裁判に関する各記録は、まとまった裁判史料として収録されているわけではなく、同館所蔵の軍事勅令文書群や内務省文書局文書群などに散在し、筆者はそれらの一部しか確認できていない。

『法令集』は、タンズィマート改革(1839)以降、随時改訂されるその内容を含め、刊行時に有効であった各種法令を収録している。1872年から1884年にかけて刊行された全4巻および補遺から構成される『法令集』のうち、ヴァフデティの処刑判決が下された裁判における判決の根拠とされた刑法(*Cezâ Kânûnâmesi*)が[第1巻:547-548]に、そして戒厳令法(*İrâde-i Örfiye Karâr-nâmesi*)が[第4巻:72]に収録されている。

そして当時の定期刊行物から、首謀者と言われたヴァフデティが出版責任者および主幹を務めた『火山』紙である。同紙は1908年12月11日の創刊以来、日刊紙として、1909年4月20日までに全110号を刊行した。その内容は政治、経済、外交、宗教、更には街中で催された割

礼儀式の案内や落し物のお知らせに至るまで多岐にわたる。最後に「統一と進歩協会」の機関紙『タニン (*Tanin Gazetesi*)』から第210号、第247号の記事を参照した。

4. 「3月31日事件」

4-1. 時代背景

1908年の青年トルコ人革命は、30年間停止されていたオスマン帝国憲法の復活を目的とした「統一と進歩協会」の活動の集大成であった。ただし「統一と進歩協会」は当初から「革命」を目指しておらず、アブデュルハミト二世の廃位すら、主張も実施もせず、すぐに単独の政権を手にする事もなかった (Ahmad 1969: 15-18, 新井 2001: 113-114)。

アブデュルハミト二世に対する評価は様々で、30年間も憲法を停止した独裁者という一面とは裏腹に、この時代にこそ「近代化」がすすめられたともいわれている。例えば鉄道や道路網の整備、それにとまって中央集権化が進み、経済発展をも促した。そして教育の発展による識字率の向上である。ただし、この教育の発展によって育まれた若い知識人らが「統一と進歩協会」の前身となる組織を作り、青年トルコ人革命というアブデュルハミト二世の望まない結末をもたらしたこともまた事実である (Zürcher 1994: 90, 新井 2001: 90-95, 秋葉 2005, Alkan 2012: 76-91, 小笠原 2018: 148-159)。

青年トルコ人革命はオスマン帝国全土で、あるいはイスタンブルを中心に起こされた革命ではなかった。オスマン帝国軍所属であり、「統一と進歩協会」の一員でもあったアフメト・ニヤーズィ上級大尉 (生没 1873-1912)⁽⁷⁾、イスマイル・エンヴェル上級大尉 (生没 1881-1922)⁽⁸⁾らが、1908年7月中旬ころから、今日のマケドニア各地で武装蜂起を開始した。7月22日未明にマナストゥル地域で暴動を起こし、ニヤーズィらは翌7月23日に一方的に憲法の復活を宣言した。



第1図 オスマン帝国地図 (筆者作成)

また彼らは帝国政府へ、応答の無い場合はイスタンブルへの進撃をいとわない旨を伝えた。同日中に、アブデュルハミト二世および政府は公式に憲法の復活宣言をした（設楽 1978：102-105, Hanioglu 2001, Alkan 2012：222-228）。

「自由の宣言」ともいわれた青年トルコ人革命によってもたらされた自由の最たるものとして、言論統制の緩和と印刷・出版活動の隆盛が挙げられる。アブデュルハミト二世期には厳しい検閲下に置かれるが、同革命によって、再び多数の新聞が出版され、出版・言論界は活気を取り戻すことになる。1908～1909年の間では「3月31日事件」の影響を受けながらも、出版認可を求めた申請数だけでも700件以上、実際に出版された新聞・雑誌の数は353紙（誌）にも及んだという。とりわけ立憲政期の最初の2か月間だけでも200紙以上が出版認可を与えられた（Günyol 1972：367-379, Koloğlu 1985：68-93）。

この流れの一つとして、1908年11月29日にヴァフデティによって『火山』という名の新聞の出版認可申請が提出され、同紙は12月11日に創刊された〔DH.MKT, 2674/92.〕。『火山』紙と同様に、革命後にメヴランザーデ・リファト（生没1869-1930）によって新聞『自由（*Serbestî*）』紙⁽⁹⁾が創刊された。同紙の主幹はハサン・フェフミ（生没1874-1909）が務め、「統一と進歩協会」に敵対する政治的な立場にあったことが特徴である。

「3月31日事件」の根本的な原因は後述するが、直接的な引き金となったのは、1909年4月6日に起きたフェフミの暗殺事件である⁽¹⁰⁾。

1909年2月14日に「統一と進歩協会」へ近い立場にあったヒュセイン・ヒルミ内閣（1909年2月14日-4月13日）が発足したが、新内閣の政策は人々には好意的には受け入れられなかった。例えば『火山』紙では第50号で、新内閣の法解釈がシャリーア法に準拠していないことを批判している⁽¹¹⁾。また青年トルコ人革命後に解雇処分を受けたり、待遇が改善されなかった市井の人々もストライキやデモ活動によって政府への不満をあらわにしていた（永田 1982：100, 新井 2001：115-117）。日々高まるオスマン帝国政府および「統一と進歩協会」へ対する不満が爆発したのが、フェフミの暗殺事件であった。なぜなら、犯人が「統一と進歩協会」員であるともいわれているためである。この暗殺事件の犯人に関しては諸説あり、明確な答えは出されていないが、彼の葬儀は参列者たちの反「統一と進歩協会」感情を高まらせた（Alkan 2011：84-85）。

4-2. 「3月31日事件」の概要

「3月31日事件」は、イスタンブル新市街のタクシム広場の裏手に位置するタシクシュラ兵舎から始められたデモ蜂起を始まりとする。蜂起の参加者の目的地は、金角湾を渡って反対側にあるイスタンブル旧市街の大宰相府（バブ・アーリー Bâb-ı Âlî）であった。日ごろから政府へ不満を抱いていた一般市民を巻き込みながら規模を拡大させたデモ隊の先頭を進む

軍人らによって大宰相府へ要求が提出された。その要求内容は、①大宰相ヒュセイン・ヒルミ（在任 1909 年 2 月 14 日 -4 月 13 日）、陸軍大臣アリー・ルザ（在任 1908 年 8 月 21 日 -1909 年 4 月 28 日）、そしてオスマン帝国議会下院議長アフメト・ルザ（在任 1908 年 12 月 17 日 -1909 年 4 月 13 日）の辞職と「統一と進歩協会」所属の軍人の退役およびイスタンブルからの追放。②青年トルコ人革命以降、不当な扱いを受けて解雇された軍人の復職。③この蜂起を理由に処罰されないこと。そして、この事件を性格づけた要求と言っても過言ではない、④シャリーアの要求、同法が政策に適用されることである（Akşin 1972 : 69-72, 1994 : 54-55, 新井 2001 : 119-120）。

では、蜂起参加者および彼らの要求から、事件の原因についても考えてみたい。同事件は多様な立場の人々が関わっていたため、決して単一の理由から起こされた事件ではなかったが、先行研究から、その性質を大きく 3 つに分類できると考えられる。第一に、政権および与野党問題を原因とする政治問題、第二に、「叩き上げ将校」と「士官学校出身将校」との間で起きた軍部再編問題、そして第三に、徴兵免除試験の復活に不満を抱いたマドラサの学生を中心とする宗教・教育の問題である。包括的にこれらの原因に言及している研究として [Akşin 1970 ; 1972 ; 1994] や [Alkan 2011] が、邦文では [新井 2001]、最新のものとして [小笠原 2018] なども挙げられる。

第一の与野党問題とは、2 月の新内閣発足による内部摩擦と、その土台にあった青年トルコ人革命以前からの「中央集権派」対「地方分権派」の争いである。前者のリーダーとして下院議長であったアフメト・ルザが、後者のリーダーにはスルタン王家の一員であり「自由党」のプレンス・サバハッティン（生没 1879-1948）が一般には挙げられる。「統一と進歩協会」においては「中央集権派」が主流派であったため、事件の黒幕に「地方分権派」およびプレンス・サバハッティンの存在が挙げられることもしばしばである（設楽 1992, 藤波 2011 : 68-69）。

第二の軍部再編問題とは、青年トルコ人革命後に大量に解雇された「叩き上げ将校」と、彼らの代わりに昇進した「士官学校出身将校」との間で起きた問題である。「士官学校出身将校」の多くは「統一と進歩協会」に所属していた。一方の「叩き上げ将校」は、実戦経験は豊富でありながらも、識字率の低さが問題となっていた。また、訓練中の礼拝や断食という宗教行為に対する価値観の差も原因の一つとして指摘されている（設楽 1981）。「統一と進歩協会」機関誌の一つであった『イクダム』紙⁽¹³⁾の報道によれば、事件 3 日前の 1909 年 4 月 10 日、訓練中にも宗教行為を滞りなくおこなうことを陳情しようとした軍人たちに対して、「高位ウラマーたちと面会〔し、陳情すること〕はできない。兵役中の宗教行為は不足していない。」と将校らは述べた。そしてスルタンも市民も「統一と進歩協会」の手中にあり、状況は同協会が掌握している旨を伝えたことによって、宗教行為に否定的な将校、すなわち「士官学校出身将校」らに対する不満を増大させたという（Akşin 1994 : 45）。

第1表 ヴァフデティの生い立ちおよび時代背景⁽¹²⁾

ヴァフデティ	年月日	政治動向
キプロス島レフコシャに生まれる	1870年	
マドラサに通いはじめる	1876年	アブデュルハミト二世即位：憲法発布
	1877-78年	露土戦争
	1878年	憲法の一時的停止：専制期 1878-1908年
イスタンブルに2か月滞在、ラルナカで英語を学び始める	1889年	
再びイスタンブルへ（この頃「統一と進歩協会」へ加入を試みるが拒否される）、内務大臣と謁見、「難民局」で職を得る	1902年	第1回青年トルコ人会議（フランス・パリ）
昇給がないことへの不満を陳情、ディヤルバクルへ流刑	1905年～ （約3年半）	第2回青年トルコ人会議（1907年）
	1908年7月22日	22日未明にマナストゥルで暴動発生
革命の恩赦でキプロスへ帰還	7月23日	青年トルコ人革命、第二次立憲政の宣言
	7月23日-8月5日	サイト・パシャ内閣組閣
	8月5日	キャーミル・パシャ内閣(-1909年2月14日)
「国民献身協会」へ加入、3日で退会	8月	革命後に解雇された「叩き上げ将校」のデモ
	9月	ストライキ臨時法の制定
『火山』紙刊行の準備を始める	11月末	
総選挙にあわせて『火山』紙創刊	12月11日	議会議員総選挙（イスタンブル地区）
	12月17日	オスマン帝国議会議開会
	1909年2月14日	キャーミル・パシャ内閣不信任、ヒルミ・パシャ内閣組閣（4月13日）
『火山』紙が「ムスリム統一協会」機関紙となる [第48号]	2月17日	新内閣の指針が議会で決められる
新内閣への不満を『火山』紙上に掲載	2月19日	
旧「ムスリム統一協会」と決別 [第66-70号]	3月7日	
新「ムスリム統一協会」設立 [第70号]	3月11日	
協会規約、役員名簿を『火山』紙に掲載 [第75号]	3月16日	
『火山』紙に第5軍将校らの記事掲載 [第87号]	3月28日	
ムハンマド生誕祭兼、「ムスリム統一協会」発足式典、緑色の旗を配布	4月3日	
	4月6日	『自由』紙主幹ハサン・フェフミ暗殺
	4月13日	「3月31日事件」、内閣解散
『火山』紙にスルタンへの公開書簡を掲載 [第104号]	4月14日	テヴフィク・パシャ内閣組閣（-5月5日）
	4月16日	セラニキから鎮圧軍
ヴァフデティへ法廷召喚状が出される	4月17日	
19～20日分の新聞を用意して逃亡	4月18日	
	4月19日	行動軍と命名された鎮圧軍の先遣隊が到着
『火山』紙最終号 [第110号]	4月20日	
	4月24日	行動軍本隊がイスタンブルへ到着、暴動鎮圧
	4月25日	戒厳令が敷かれる
	4月27日	アブデュルハミト二世退位
	5月3日	計13人処刑
	5月12日	計16人処刑
	5月17日	計5人処刑
イズミルで密告されて逮捕	5月25日	
	5月27日	計15人処刑
法廷で判決が下される	7月6日	
アヤソフィアで絞首刑	7月19日	計13人処刑
	1910年1月	初の「統一と進歩協会」政権樹立

第三の宗教・教育問題とは、解雇された「叩き上げ将校」の補填も兼ねた新たな徴兵のために、徴兵免除試験が実施されることとなった問題である。アブデュルハミト二世時代はマドラサで学ぶ学生は無条件で徴兵が免除されていたため、突然の変更に多くの学生が不満を抱いた。文字の読めなかった「叩き上げ将校」の代わりに、文字の読み書きのできる学生に白羽の矢が立ったのであった（秋葉1988）。



第2図 イスタンブル市街地図（筆者作成）

○…処刑場所 ☆…大宰相府 →→…デモ隊の移動順路

これらに加え、上述の蜂起で提示された要求内容の一つであり、同事件のスローガンの役割も果たした「我々はシャリーアを要求する (Şeriat İsteriz)」という文言によって、同事件は「イスラーム主義」による蜂起と評価されることもあった（永田1982:100-103）。ただし、この「シャリーアの要求」という文言は、もとは事件を起こした人々ではなく、「統一と進歩協会」の機関紙であった『タニン』紙で用いられたものであった。記事の題はまさに「シャリーアを要求する」であり、「専制、無政府主義へ戻るとい意味になるこの活動の最後の形式が、『我われはシャリーアを要求する』という名のもとで世に出た議論である」と記されている。要するにシャリーアを求めることが、立憲政を否定し、1908年の革命以前の専制へ戻ることを意味するものであったことを指摘している（第210号、1909年3月2日）⁽¹⁴⁾。

事件に参加した人々の要求は軍人らによって一方的に議会へ提出され、望むと望まざるとにかかわらず、大宰相府から受け入れられることが宣言された。その日（4月13日）のうちに内閣は辞職し、翌4月14日、新たにテヴフィク・パシャ内閣（1909年4月14日-5月5日）が組閣された。ただし暴動がすぐに収まることはなく、同16日にテッサロニキに駐屯してい

たオスマン帝国第三軍から成る鎮圧部隊がイスタンブルへ送り込まれた。同18日、事件への関与および執筆した新聞の記事を理由に後に首謀者といわれたヴァフデティへ法廷への召喚状が届けられた。ヴァフデティは19・20日発行分の新聞の原稿だけを残してイスタンブルから逃亡した。同19日には「行動軍 (Hareket Ordusu)」という名を得た鎮圧部隊の先遣隊がイスタンブルへ入り、同24日に本隊が到着するや否や、即日、イスタンブル市内を制圧した。25日には戒厳令が敷かれ、「3月31日事件」は完全に鎮圧された。行動軍の司令官はマフムート・シェヴケト・パシャ (生没1856-1913)、参謀は1908年の革命でも活躍したエンヴェル (生没1881-1922) である。先遣隊の中に、後にトルコ共和国を建国し、初代大統領となったケマル・アタテュルク (生没1881-1938) もいた (Özcan 2007)。

そして行動軍のイスタンブル進軍の裏では、帝国議会のアーヤーン (地方名士) 議会といわれた上院議会議員らを中心に秘密裏にスルタン・アブデュルハミト二世の進退についての話し合いが行われた。1909年4月26日、240人の議員と34人のアーヤーンによって構成された議会において、ファトワに基づいてアブデュルハミト二世の退位と新たにメフメト・レシャト (在位1909-1918) の即位が決定された⁽¹⁵⁾。そして翌27日、オスマン帝国史上初めて、議会の承認を得る形でスルタンが退位させられた (Küçük 1988 & 2003)。

ここで考えたいのが、「3月31日事件」の歴史的意義についてである。

「3月31日事件」は、上述のとおり青年トルコ人革命によっては果たされなかったスルタンの廃位を決定づける事件となり、同事件によって初めて「革命」が成就されたといえる。その意味ではオスマン帝国史上重要な歴史的な事件である。しかしながら、これまで同事件の意義が軽視される、もしくはむしろ負のイメージを付与されてきた理由は、同事件を鎮圧するために、行動軍の先遣隊としていち早くイスタンブルを社会不安から救うために行動をした人物として、前述のケマル・アタテュルクがいたことである。このため、その後のトルコ共和国史においてアタテュルクという絶対的な正の象徴に対して、「3月31日事件」は負の象徴と位置づけられた⁽¹⁶⁾。

4-3. 事件首謀者と事件参加者

さて「3月31日事件」が「イスラーム主義」に傾倒した事件といわれた原因は、上述の「シャリーアを要求する」というスローガンだけではなく、事件首謀者といわれたヴァフデティという人物、そして彼が主幹を務めた『火山』紙の存在も挙げられる。アクシンは「疑いなく、反乱の参加者たちのシャリーアの要求は『火山』紙のプロパガンダによる」と述べているが (Akşin 1992:313-314, 1994:234)、『火山』紙は決して「イスラーム主義」に偏った新聞ではなかった、と筆者は考える。ただし、ヴァフデティという存在に加え、同紙の主たる執筆者の一人にサイド・ヌルスィ (生没1877-1960)⁽¹⁷⁾がいたために、同事件が「イスラーム主義」に基づいた政

治的運動あるいは宗教的運動だとする評価が現代に至るまでなされてきた。

なぜヴァフデティが首謀者とみなされ、「イスラーム主義」に傾倒していると言われたのか、彼の人物像とともに明らかにしたい（第1表・第2図）。

ヴァフデティは1870年にキプロス島のニコシア（トルコ語ではレフコシヤ）で生まれた。貧しいながらも4歳で初等学校へ入学、5歳でクルアーンを学び始める。14歳のころにはクルアーンを暗誦し、同じころに礼拝呼びかけ人（Müezzin ミュエズイン）の仕事も始めた。この頃にナクシバンディー教団に加入したとされる。青年期には英語を学び始め、25歳のころ（1985年頃）に2か月ほどイスタンブルに滞在した。この頃に英語の重要性を実感し、新聞や出版にも興味を持ったようである。再びイスタンブルを訪れたのは1902年になってからである。その後、当時の内務大臣へ直接、求職活動をし、結果として難民局（Muhâcirin İdâresi）で職を得るものの賃金が上がらないことへ不満を述べたことでディヤルバクルへ流刑にされた。青年トルコ人革命の恩赦によって、1908年8月頃にキプロスへ帰還したヴァフデティは、再びイスタンブルを訪れ、新聞出版の準備を始めた⁽¹⁸⁾。

先述のとおりこの時出版されたのが『火山』紙である。出版法に基づいた正式な手続きを踏み、最初は週刊紙として、後々は日刊紙として、内務省（Dâhilîye Nezâreti）へ新聞の出版認可の申請が行われた。内務省および憲兵局（Zabtiye Nezâreti）による調査の末、1909年11月29日、人物および出版内容に問題なしという判断を受けて内務省の出版局より出版認可が与えられた。同調査によれば、ヴァフデティの素性は「元難民局職員」と記されている。また定期刊行物を出版するための前提条件として、30歳以上であることと前科がないことも記録されている [DH. MKT, 2674/92. ZB, 328/123.]。

『火山』紙とヴァフデティが「3月31日事件」において重要視される理由は、1909年4月3日に開かれた、預言者ムハンマドの生誕祭を兼ねた「ムスリム統一協会」の発足式典で配布されたイスラームの象徴色である緑色の旗を持った多数の人々が10日後の4月13日に発生した「3月31日事件」の現場で確認されているためである。またヴァフデティも事件現場で確認されており、ヴァフデティおよび「ムスリム統一協会」の会員たちが事件を先導した、あるいは大きな役割を果たしたとされる（Özcan 2007）。加えて、事件の翌日4月14日に『火山』紙上でスルタン・アブデュルハミト二世宛ての公開書簡を掲載している（「イスラームのカリフ・アブデュルハミト・ハーン閣下への公開書簡」、第104号、1909年4月14日）。この内容を理由に4月17日に法廷への出廷が命じられたが、ヴァフデティは同月18日に逃亡した。同月22日の時点ですでに同事件の重要人物として指名手配されていた。「平均的な身長、黒い髪、眉のある、離れた黒い目、黒い口髭、そして黒い顎髭の褐色の肌の40歳のキプロス出身のデルヴィーシュ・ヴァフデティ」という人物が、イスタンブルから船に乗って逃亡したという情報から、停泊予定地で先回りして逃さないように、という通達が、憲兵局からイズミル県当局

へ出されていた [ZB, 332/35, 628/48.]。実際は陸路での逃亡であったが、最終的には5月25日にイズミルで密告され、逮捕された(第1図)⁽¹⁹⁾。翌26日には、イズミル県のすぐ南に位置するアイドゥン県から内務省へ、暗号によって、イスタンブルへの到着予定日時やその間の警護に関する書類が送られていた [DH.ŞFR, 413/118. DH.MKT, 2824/26.]。

5. 事件の結末と裁判記録

5-1. 裁判の判決

それでは行動軍によって鎮圧された「3月31日事件」がどのような結末を迎えるのか、裁判の判決文をもとに真相を明らかにしたい。

上記のとおり1909年5月25日にヴァフデティが逮捕された直後、彼の護送に関する通達が電報で内務省へ送られ、さらに翌日の日付でその解説文が行動軍本部のシェヴェト・パシヤへ送られている [DH.ŞFR, 413/118. DH.MKT, 2824/26.]。

ヴァフデティへの聞き取り調査は、6月1日から4日までの間に行われていたようである (Kocahanoğlu 2009 : 614-644)。そして同裁判でヴァフデティらに判決が下されたのは7月6日である⁽²⁰⁾。判決文の冒頭は、ヴァフデティおよび他の被告人4人の素性説明、いわゆる人定質問にあたる内容から始まる。つづいてヴァフデティの罪状、つまり刑事事件の起訴状にあたる部分は以下のように記されている [İ.AS, 87/35.]。

『火山』紙の出版認可所有者となって、混乱をまねいた出版物とともに、先の Mart 月 31 日火曜日に起きた軍事的・反動的革命の指導者の一人であり、そしてムスリム統一協会の創設者の一人であったという説明によって、被告であり、そして革命の意志が決定づけられた後にイズミルで捕らえられた、[イスタンブル旧市街に位置する：筆者注] ジェッラフパシヤ周辺のキュルクチュバシュ地区に住んでいたキプロス出身のメフメトの息子デルヴィーシュ・ヴァフデティ… (中略) …一切、宗教的・一般的な教育を受けておらず、今まで飲酒と歌を歌うことと、浮浪の人生を送ってきたということを〔証人による〕反対尋問の告白で説明されたデルヴィーシュ・ヴァフデティという名の人物が、『火山』と名づけられた新聞を出版し始めた後に一時的に姿を隠した。この〔新聞出版の〕件について、〔ヴァフデティが〕不在の間に法的な措置および手続きを代わりにおこなったエミーリーザーデ・オメル・ルトフィと一緒に〔組織運営をすることとなり〕、そして後に『火山』の名を得た「ムスリム統一」という神聖な名の下に一つの協会を組織することを決定して、新聞が前述の協会の考えを支持することを公表したにもかかわらず、その後、協会のリーダー〔の職〕が〔ヴァフデティ〕自身へ与えられることが〔ルトフィらから〕望まれなかったために、オメル・ルトフィとその仲間たちを追放すると同時に、協会を自身で管理することと、

そして協会のリーダーが誉れ高きわれらが預言者〔ムハンマド〕さまであるということとを宣言するとともに、イスラームの民が立憲体制において進歩と発展に従事してきたことは明白である… [ĪAS, 87/35.]

以上、判決文の冒頭部分はヴァフデティの人物像と、『火山』紙の出版から「ムスリム統一協会」の組織に至るまでの過程である。ヴァフデティは、史料 [ĪAS, 87/35.] によれば、「一切、宗教的・社会的な教育を受けておらず、今まで飲酒と歌を歌うことと、浮浪の人生を送ってきた」と説明されているが、すでに述べたとおり、幼少期よりクルアーンを学び、礼拝の呼びかけ人を務めるような人物であったため、この素性説明の真偽に関しては疑問が残る。ヴァフデティの飲酒や歌唱に関しては記録がないため確認ができない。ただし、「浮浪の人生」についていうならば、ヴァフデティは史料 [ĪAS, 87/35.] および『火山』紙の第60～70号に記されているとおり、自身がリーダーになれないために一度仲間になった人々を組織から追放し、あたらしく同名の組織を結成している。それだけではなく、過去には他の組織に加入し、すぐに退会するということがあった⁽²¹⁾。このような人とかかわりが長続きしない性格を「浮浪」と表現するならば、不適切な表現とは言えない。あるいは、青年期から『火山』紙の発行に至るまでも、一つの職に就き続けたわけではなかったため、このことを表している可能性もある。そして、判決文は以下のように続く。

…そして、ムスリム統一という名の〔協会の運営組織の〕会議の下、〔組織の〕目的が悪い流れに追従していたことを予測できなかった〔ウラマーたち〕、そして素晴らしき〔ムスリム統一協会の〕管理局へ申請して宗教的な諸論文を出版させることを望んだウラマーたちのうち幾人かが、ムスリム統一協会の一員として名前を新聞で公表したために、純粋な考えの住民たちの多くが『火山』紙の管理局へ申請のために名前を登録させ、そこかしこの街区でも、ムスリム統一協会の支部が設立されて、前述のデルヴィーシュ・ヴァフデティへ〔組織への加入希望者の〕状況が報告された。そして、実際にいくつかの地方から設立に関する諸措置がとられ、その結果として協会によって管理および整備されることが周知のこととして、申請がおこなわれた。そして前述の協会の機関紙発行者でかつ会長の形容詞が付された先のデルヴィーシュ・ヴァフデティが宗教とシャリーアという傘の下で継続的に扇動や悪事を拡散した論文によって、市民と軍人の宿舎へと多数持ち込まれた『火山』紙の写しが禁断かつ強い言葉で〔軍人を〕擁護し署名した内容を、特別に宗教的熱狂によって加飾された軍人たちの考えについて、悲しみが故意に強められて民衆と軍人が、政府役人および下院議会の議長・議員のうち幾人かを殺害してしまった。そして最終的に先の Mart 月 31 日の火曜日に目論まれた反乱と反動の企てが総行動として起こされた。

そして、前述の〔被告人〕ヴァフデティが否定したにもかかわらず、先の火曜日にアヤソフィアにある帝国下院議会の門前で武装した軍反乱者の中に〔ヴァフデティが〕いたことが、宣誓をもって実施された証言によって明白となったことにより、前述の人々が犯した重罪と殺人は、出版物が無秩序をもたらしたことによって、市民が政府に対する反乱と立憲統治体制の政府を変革・改革することを助長し、そして同様に市民を殺し合いへと誘導するという愚行に他ならないということが証明されたのである。[I.A.S, 87/35.]

以上、ヴァフデティに関する判決文の前半部分から次の2点が注目される。

第一は、「3月31日事件」の首謀者に関する解釈である。『火山』紙へ加担することで、結果として反乱へ関わるという将来をイメージできなかったウラマーと、彼らの存在によって「ムスリム統一協会」の神聖性を信じた多くの一般市民と軍人が囚らざも「3月31日事件」の首謀者グループという役割を担うこととなった。軍を追放された軍人たちの「悲しみが故意に強められて」という表現は、『火山』紙上に掲載されたオスマン帝国軍第5軍の将校および下士官たちによる以下の寄稿記事のことを述べているのだろう。

『火山』紙の第87号に「第5軍の名のもとに」という署名が付された「虐げられた宣言(Nida-yı Mazlumane)」という記事が掲載された。「我らのほとんどが、読み書きを知らずに入隊したにもかかわらず、1、2年の間に、読み書きが必要になった(中略)我らの同朋を我らから引き離した。いったい何の理由から彼らは離されたのか?彼らは法を犯したのか?彼らはシャリーアを知らなかったのか?彼らが何をやってしまったのか、我らは聞いていない、知らない、その〔知る〕必要がなかったのか?」と述べている。ヴァフデティはこの記事に対して、「軍人は宗教と国家の唯一の守護者」であり、「我らは貴殿らのために尽力いたします」と紙上で返答した。実際に同号以降、軍人を擁護する記事が増えた(第87号, 1909年3月28日)。

「3月31日事件」が発生した原因の一つとして、読み書きを不得手としていた「叩き上げ将校」が大量に解雇され、その代わりに、徴兵を免除されていたマドラサ学生たちに免除試験を実施したために両者が政府に不満を抱いたことが挙げられることはすでに述べたとおりである。軍人の「ムスリム統一協会」への加入と同じころ、マドラサの学生からの寄稿も増えている。ただし、軍人と比較して処罰されたマドラサ学生の人数は圧倒的に少なく、宗教関係者で処刑された人はおらず、無期懲役以下の被処罰者でも12%ほどであった。これは学生に限らず、ウラマーたちも同様だが、そもそも事件へ参加した人数が違うのだろう。事件当日は、昼頃に群衆の中にウラマーが確認されており、「偶然いあわせた学生」がそこへ合流したことにより周囲が彼らの衣服で「真っ白になった」(Akşin 1972: 58)、という表現がされているように、事件で表立った役割をしていなかったと考えられる⁽²²⁾。

第二の点は、「3月31日事件」の当日に、事件の現場でヴァフデティが目撃されているが、ヴァ

フデティ自身はそれを否定しているということである。この点に関しては、[Ī.A.S, 87/35.] 以外の史料が存在せず、実際のところを確認する術はない。ヴァフデティの住まいはジェッラフパシャという、事件現場からは徒歩で30分ほどかかる場所であるが、『火山』紙および「ムスリム統一協会」の事務所の場所が現場の至近であったため、仮に現場近くにいたとしてもおかしくない⁽²³⁾。

判決文の後半部分は、ヴァフデティ以外の被告人たちがどのような行為をしたためにいかなる罪状に問われているか、という説明である。[Ī.A.S, 87/35.] によれば、ハジュ・ハックとオメル・ズィヤエッディンの2人は、アブデュルハミト二世の直属の、そしてイスマイル・ハックは、スルタン直属ではないもののスパイであったという⁽²⁴⁾。彼ら3人ともが1908年の革命をきっかけに職を失い、その後ヴァフデティとともに『火山』紙の出版および「ムスリム統一協会」の創設の準備段階において援助した。ただし、先のエミーリーザーデ・オメル・ルトフィとともに、1909年3月7日ころにヴァフデティの下を去っている(第1表)。最後のレフィキに関して言うと、先の3人ほど最初期から関わっていたわけではないが、『火山』紙出版に際し、金銭を渡し、出版事務局にも在籍していたことを告白しており、同紙の第75号に掲載された「ムスリム統一協会」の役員名簿にも名前が載っている(「ムスリム統一協会イスタンブル中央運営会役員」, 1909年3月16日)。

これらの罪状から、ヴァフデティには、刑法の第55条、第56条、第57条が適用されて極刑(絞首刑)に、ハジュ・ハックとオメル・ズィヤエッディンには同法第57条の第1項が適用されて無期懲役刑に、イスマイル・ハックには同法第57条の第2項が適用されて禁固7年に、そしてレフィキには戒厳令法の第6条が適用されて禁固3年が下された⁽²⁵⁾。

各人に下された刑の重さは、必ずしも「3月31日事件」でどのような違法行為をしたのか、

第2表 被告人一覧⁽²⁶⁾ [Ī.A.S, 87/35.]

	名前	居住地	出身・職業	依拠した法律	罪状	刑罰
1	デルヴィーシュ・ヴァフデティ	ジェッラフパシャ周辺のキュルクチュバシュ地区	キプロス出身、『火山』紙の出版認可所有者、編集長	刑法第55条、第56条、第57条の諸項	事件を先導したため	絞首刑
2	ハジュ・ハック	チェンベルリタシユ周辺のマフムディーヤ通り	市議会議員	刑法第57条第1項	『火山』紙の影響強化に貢献し、また「ムスリム統一協会」の指導的立場にあったため	無期懲役刑
3	オメル・ズィヤエッディン	チャルシャンバ大通りのコジャジュラル通り	ダゲスタン出身の前テキルダール知事	刑法第57条第1項		無期懲役刑
4	イスマイル・ハック	スルタン・アフメトにあるナフル・ベンド街20番地	海軍中央船舶甲板係で大尉	刑法第57条第2項		軍から除籍および禁固7年
5	レフィキ	アクサライのグレバ・ヒュセイン街	相談局の補佐官であった時に罷免、少佐	戒厳令法第6条		軍から除籍および禁固3年

ということだけでは決められなかったと考えられる。ハジュ・ハック、オメル・ズイヤエッディン、そしてイスマイル・ハックは『火山』紙では執筆者として記事は書いておらず、なおかつ事件当時は同紙と離反していた。よって同紙の創刊に尽力したことに加え、1908年の革命以前にアブデュルハミト二世およびそれに近い者の下でスパイ活動をしていたことが大きく影響していたと考えられる。このように、本軍事法廷はアブデュルハミト二世の廃位をきっかけに、単に「3月31日事件」の首謀者だけでなく、廃位されたスルタンによる専制政治を担った関係者も裁かれる結果となったといえよう。このことから、「3月31日事件」および本軍事法廷は、スルタンの廃位と同時に同勢力の一掃を決定づけた機会を、「統一と進歩協会」政権の確立に利用されたと考えられる。

最後に、ヴァフデティは判決が下されるとすぐにシェヴケト・パシャ宛に手紙を書いている。内容としては、判決への不服申し立てである。生まれてから今まで精神を病んでおり、これまでの発言や行動が結果として損得のいずれをもたらすのか考えることができなかつた、と述べている (Bayar 1966 : 631-634, Kocahanoğlu 2009 : 625-627)。要するに、ヴァフデティは犯罪行為に対して責任能力がないとの主張だが、当然この申し立ては棄却されている。

5-2. 他の被処罰者に関する裁判記録の一例

さて、『火山』紙関係者として処刑されたもう1人の人物、エンデルンル・ルトフィに関する裁判史料 [DH.MKT, 2825/67.] を見てみたい。同史料は「内務省文書局」に分類される文書であるが、冒頭は「行動軍 [文書] 番号 610 番 いと高き内務省へ」という文言で始まっている。その本文では、「反動的事件へ関与 [したこと,] そして [事件を] 刺激したために、

第3表 5月27日の被処刑者一覧 [DH.MKT, 2825/67.]

	職業など	階級・出身など	氏名
1	海軍銃器部隊	ポリザン (アルバニア) 出身	ネシェト
2	武装装甲艦隊	ティレボル出身	テメル・ビン・メフメト
3	造船所第6番船渠水兵	トラブゾン出身	アリ・ビン・ムスタファ
4	武装装甲艦隊保護官		アリー
5	武装装甲艦隊	トラブゾン出身	ハムディ
6	前スルタン特別顧問長		ジェヴヘル・アガ
7	スルタン内邸の井戸番		ハジュ・ムスタファ
8	小銃隊	大佐	ハリル・(?)
9	憲兵		大佐ラマザン
10	『火山』紙の執筆者		エンデルンル・ルトフィ
11	統計局長官		テヴフィク
12	『プロテスト』紙の執筆者		ナーディリー・フェヴズイ
13	〔国家〕評議会議員		タヤール
14	憲兵	ギレスン出身	サリフ
15	警察官	カイセリ出身	アリー・ビン・ユースフ

軍事法廷による裁判で死刑執行の判決が下された添付文書において、名前が書かれた個々人については、誉れとともに畏怖がもたらされた偉大なるスルタン閣下の勅令の栄光のお言葉に従って、今日、各地で絞首刑が実施された」ことが、各地へ警戒をもって通達されるように、と記されている。文末には「行動軍司令官大将 マフムート・シェヴケト〔ルーミー暦〕1325年 Mayıs 月14日」と付されており、西暦1909年5月27日のことである。処刑場所の各地とは、ベシクタシュ地区、バヤズイト地区、ガラタ橋等を指す (Baydar 1955, 第2図・第4表)。

死刑執行の通達文に添付された一覧には15人の被処罰者の氏名および職業などが記されている。このうち軍関係者は6人、警察官および憲兵は3人、政府関係の役人が4人、そして新聞の執筆者などはルトフィを含めて2人であった⁽²⁷⁾。

裁判前の事情聴取において、「エンデルル・ルトフィがなぜ無償で執筆者をしていたのか」、その理由を問われると、ヴァフデティは「私が思うに、『火山』紙の執筆者と名乗りたいがために彼は記事を書いていた」と述べている。ルトフィ自身は「ムスリム統一協会」の入会手続きなどの手伝いはしていたが、新聞の出版にはさほど関わっていなかったとも述べている (Kocahanoğlu 2009 : 625-627)⁽²⁸⁾。

『火山』紙上でルトフィが執筆したと考えられる記事は、1909年2月14日発足のヒュセイン・ヒルミ・パシャ内閣および同内閣発足へ助力した「統一と進歩協会」への批判記事である2月22日発行の第53号の記事に始まり、同年4月19日発行の第109号の記事までで、総数は7点であった。また「3月31日事件」翌日にも「昨日の状況」という題の記事を執筆しており (第104号, 1909年4月14日)、事件発生当初は現場とは海を隔てたカドゥキョイにいたこと、その後現場へと移動し、事件の凄惨さに恐怖したことが記されている⁽²⁹⁾。

同裁判においても、軍関係者は15人中6人と多数を占めており、第6表のとおり海軍銃器部隊と武装装甲艦隊に属する軍人が計4人いる。処刑されたすべての被処罰者の所属元と照らし合わせると、70人中、海軍銃器隊所属者が9人、武装装甲艦隊所属者が6人であった。ただし無期懲役以下の判決を下された者では両2部隊に所属する者はいなかった (Kodaman & Ünal 1996 : 209-257)。また内務省文書局の文書でありながらも、管理しているのは行動軍および同軍司令官のシェヴケト・パシャであった。繰り返しになるが、「3月31日事件」が軍人を中心にして起こされ、そして軍人によって鎮圧および結末を迎えたことは明らかである。

5-3. 被処罰者の属性と罪状

「3月31日事件」に関する裁判は、ヴァフデティに極刑が下された前述の裁判が最後であり、刑の執行自体は5月初旬ころからおこなわれていた。4月25日に戒厳令が敷かれたため少なくともその日以降、なおかつスルタン・アブデュルハミト二世の退位が4月27日であり、それ以降に裁判と刑執行が行われ始めたと考えられる。バイダルの研究では処刑された人数は

62人分しか記されていないが (Baydar 1955), コダマンとウナル, およびアルカンの研究では70人となっている (Kodaman & Ünal 1996 : 208-257, Alkan 2011 : 240-243)。

ヴァフデティは5月25日にイズミルで逮捕され, そこから裁判の終了までは約1ヶ月半もの時間を要している。「3月31日事件」の首謀者という最重要人物であるため, このように時間がかり, 他の被処罰者の死刑執行からも時間が経過したことが表からも見て取れる。処刑場所はヴァフデティの場合はファーティフ地区にあるモスク前の広場である。公開処刑の形をとっていたため, その様子は往来の人々もうかがい知ることが可能で, 写真としても記録に残されている。

第4表 死刑執行日と場所 (Baydar1955, Alkan 2011)

日付	人数	場所	補足
5月3日	13人	アヤソフィア, バヤズィト, ガラタ橋	法務大臣殺害に関与した者
5月12日	24人	バヤズィト, カスムバシヤ, ベシクタシュ	
5月17日	5人	アヤソフィア	警官・憲兵らが中心
5月27日	15人	バヤズィト, ベシクタシュ, ガラタ橋	ルトフィの刑執行
7月19日	13人	アヤソフィア, バヤズィト, ファーティフ	ヴァフデティの刑執行

第5表 被処罰者の刑罰の度合いと人数 (Kodaman & Ünal 1996)

	刑罰の度合い	人数	『火山』紙, ヴァフデティとの関係者
1	処刑 (絞首刑)	70人	2人 (ヴァフデティ, ルトフィ)
2	無期懲役, 禁固, 流刑, 除籍	420人	19人 (無期懲役9人, 流刑6人, 除籍 & 禁固刑2人, 禁固刑 & 流刑1人, 禁固刑1人)
3	期間不定の流刑 (裁判なし)	135人	—

第6表 被処罰者の属性一覧 (Kodaman & Ünal 1996)

	処刑 (%)	無期懲役以下 (%)	裁判なし (%)	全体 (%)
軍/警察	60人 (85.7%)	113人 (26.9%)	50人 (37.0%)	223人 (35.7)
宗教	0人 (0%)	53人 (12.6%)	0人 (0%)	53人 (8.5%)
政治	6人 (8.6%)	27人 (6.4%)	79人 (58.5%)	112人 (17.9%)
新聞	3人 (4.3%)	10人 (2.4%)	0人 (0%)	13人 (2.1%)
その他	1人 (1.4%)	217人 (51.7%)	6人 (4.4%)	224人 (35.8%)
計	70人	420人	135人	625人

続いて被処罰者全体についても見ていきたい。バイダルとコダマンの研究によれば, 処罰されたことが記録されている人数は全員で625人である。そのうち被処刑者は70人, 無期懲役, 禁固, 流刑, そして軍からの除籍などの刑が420人, 裁判をされないまま解雇と流刑に処されたのが135人である (Kodaman & Ünal 1996 : 208-257)⁽³⁰⁾。

被処刑者70人中『火山』紙および「ムスリム統一協会」の関係者は、ヴァフデティと後述するルトフィの2人のみである。名前や素性が記されているすべての被処罰者のうち同協会関係者として罰せられたのはヴァフデティ、ルトフィを含めて、わずか21人であった(第4,5表)。例えば『火山』紙の創刊から初期の段階において、編集長やその補佐として名前が記されていた人物や同紙に記事を投稿した人物など19名も処罰されている。ただしその多くは早い段階で『火山』紙から完全に離別しているか、単に記事を投稿しただけのため事件への関係性は薄く(Düzdağ 1992, 拙稿 2015)、また実際に2年間の流刑という比較的軽い罪である。

処刑された人々の属性(第6表)は、60人が軍関係者あるいは警察官などの職に就く者であり、85.7%を占める。宗教関係者、つまりマドラサで働くウラマーなどはおらず、政府関係の役人や議員などは6人、新聞などの出版従事者がヴァフデティらを含めて3人、その他が1人である。処刑された軍関係者の所属元としては、「3月31日事件」で最初に暴動をおこしたタシュクシュラ兵舎の第4狙撃部隊所属者16人、海軍銃器部隊所属者9人、そして武装装甲艦隊所属者6人であった。

無期懲役以下の被処罰者については、全体に占める割合で言えば軍人が最も多く約27%であるが、『火山』紙の関係者という点で見ればそこまで多数を占めているわけではない。

そして裁判をされずに解雇と流刑に処された第3表の人々は、135人のうち79人が政府関係者、50人が軍関係者、そして6人がその他の身分にあったが、裁判がおこなわれていないため罪状などは不詳である。例えば内務大臣や海軍大臣などもこの中に含まれている。

では処刑・無期懲役以下、そして裁判をされていない被処罰者すべてを合わせて見てみたい。その他に属する人々224人を除くと、401人のうち軍関係者が223人で55.6%、次に多い政治・政府関係者が27.9%と4分の1を占めていた。このことから、被処罰者の属性が明らかに軍関係者に偏っていることがわかる⁽³¹⁾。

無期懲役以下の被処罰者では、もちろん様々な身分の人が罰せられているが、造兵廠部隊および第5常備軍などが部隊としてまとまって事件へ加わったようである⁽³²⁾。また一方で、一般人の参加者のうち、事件が起こったイスタンブルの中心地に暮らす人々だけではなく、地方出身者も罰せられている。例えば、現在のアタテュルク国際空港近くのイエニパザルの住人、あるいは遠くウルファやディヤルバクルなど帝国各地の住人である。彼らのような遠方に暮らす人々の罪状は立憲体制の転覆へ加担したこと、と記されている⁽³³⁾。このことからイスタンブルのみならず、各地で自主的にデモを起こした人々もまた処罰の対象になったと考えられる。

ヴァフデティと直接の関係はないが、『火山』紙以外の各新聞に関して、一執筆者ではなく出版責任者や主筆という立場の人々は、処刑までの重罪ではないものの何かしら処罰されている。例えば反「統一と進歩協会」という立場にあった『自由(Serbestî)』紙の出版責任者メヴランザーデ・リファトは10年の流刑、同じく反「統一と進歩協会」の立場にいた『ミザン(Mizan)』

紙のミザンジュ・ムラトは当初は無期懲役に、そしてロードス島への流刑処分が下された。一方で「統一と進歩協会」の機関誌『イクダム (*İkdam*)』紙の主筆アリー・ケマルは無期限の国外追放である。このアリー・ケマルの罪状は、前スルタン・アブデュルハミト二世のスパイを務めていたことであった (Kodaman & Ünal 1996 : 208-257)。

5-4. 軍事法廷とその構成員

行動軍司令官が責任者を務め、ヴァフデティに極刑が下された同裁判がおこなわれた「Birinci Dîvân-ı Harb-ı 'Örfî」は「第一戒厳令会議 Sıkıyönetim Mahkemesi」、あるいは「軍法会議 Court-Martial」とも訳されるが、慣例に従い本稿では「軍事法廷 Military Court」と訳をあてることとする。

裁判史料 [İ.A.S. 87/35.] によれば、同裁判に立ち会った、いわゆる裁判長および裁判官にあたる構成員は全員軍人である。第7表のとおり、合計で9名の署名がなされている。

第7表 判決文署名人一覧
[İ.A.S. 87/35.] (Bayar 1966, Kocahanoğlu 2009)

	役職	階級	名前 (花押)
1	軍事法廷議長	中將	フルシット
2	砲兵部隊副隊長	大佐	アリー・ビン・ハサン
3	巡回砲兵隊大3師団長	大佐	メフメト・エミン・ビン・アブドゥラフ
4	第1, 2, 3軍視察官, 連隊長筆頭補佐官, 決定により他の職務へ任命された (花押なし)		
5	高貴なる船の役人	少佐	イブラヒム・ハック
6	第5軍, 第3部隊	少佐	アフメト・ムフタル・ビン・メフメト・フルシット
7	第34大隊, 第1部隊	上級大尉	スレイマン・サードゥク
8	ティムサフ船の船長	上級大尉	(?)
9	第7大隊騎士	上級大尉	メフメト・ジェラル・ビン・シャーキル

また同判決文の要約文が1909年7月10日に大宰相へ提出されている。それは、「行動軍 [文書] 番号93番 いと高き指導者たる大宰相閣下へ」という文言で始まり、付されている署名は「行動軍司令官 大將 [花押] マフムート・シェヴケト」である。マフムート・シェヴケトとは、行動軍司令官であり、戒厳令を出した本人である。

つまり裁判長は中將のフルシットが務めたが、同裁判の最終権限は大將のシェヴケトにあるということがわかる。以上のことから、同事件の判決が下されたこの裁判が一般的な裁判ではなく、「3月31日事件」を鎮圧した行動軍が主体の軍事法廷であることがわかる⁽³⁴⁾。

5-5. 小括

以上、本章では「3月31日事件」で首謀者と目されたヴァフデティに判決を下した「軍事

法廷」の性質とその判決内容を明らかにした。同裁判は「軍事法廷」として「3月31日事件」を鎮圧した行動軍を主体とした軍人によって構成され、そして実際に裁かれた者625人中35%に相当する223人が軍人であった。

ここで、前章で言及した事件の原因と、事件後に裁かれた被処罰者とを照らし合わせてみたい。先行研究によって分類された事件の原因は第一に、政権および与野党問題を原因とする政治問題、第二に、「叩き上げ将校」と「士官学校出身将校」との間で起きた軍部再編問題、そして第三に、徴兵免除試験の復活に不満を抱いたマドラサの学生を中心とする宗教・教育の問題であった。

第一の政治問題に関しては、第6表から、処刑および無期懲役以下の被処罰者のうち政府関係者はわずか33人、裁判をせずに罰せられた人々の中では79人であった。前者は決して多い数字ではなく、また役職としても下級役人が多い。後者は、その役職を見てみると、内務大臣や侍従長という高位役職者、そして「3月31日事件」後に退位させられたスルタン・アブデュルハミト二世と関係のある役職者が含まれていた。

第二の軍部再編問題は、被処罰者625人のうち軍人は223人で、3分の1を占めた。前章のとおり『火山』紙の第87号で第5軍将校らが、「叩き上げ将校」だったが故に退役させられた仲間について言及している。また[Özcan 2007]によれば、第5、6、そして7軍の軍人らが「3月31日事件」に参加していたと記されている。実際には、処刑および無期懲役以下に処された人々のうち、第5軍は14人、第6軍は5人、そして第7軍では1人の名前が確認できる(Kodaman & Ünal 1996: 209-257)。アクシンは、処刑された軍人60人のうち6名が「叩き上げ将校」であると指摘しているが、これは数値としてはわずか10%である(Akşin 1972)。しかしながら出典が記されておらず、実際に何人が「叩き上げ将校」であったかは確認できない。

第三の宗教・教育問題は、ウラマーやマドラサの学生で処刑された者はおらず、無期懲役以下に処された人数も53人と「新聞」関係者を除くと最も少なかった。被処罰者の所属元を見ると、主にイスタンブール市内のマドラサのウラマーか、学生であった。

以上のとおり、裁かれた者の数からも事件で大きな役割を果たしたとされたのは軍人であり、またそれを裁いたのも軍人であった。ただし同時に、アブデュルハミト二世時代の政治家が、まず1908年の革命後に、そして「3月31日事件」後に解雇や罷免され、流刑処分を下されている点は注目に値する。アルカンによると、同事件後に「統一と進歩協会」の会員は調査対象にすらならなかった(Alkan 2011: 244)。

6. 結論と今後の展望

史料に基づき、「3月31日事件」後に裁かれた全人数は625人で、それらのうち『火山』紙、「ムスリム統一協会」、そしてヴァフデティと関連する人物で、名前や素性が判明している人は

全体の3%にあたる21人であった。首謀者グループと目されていた人々のうちの被処罰者の総数としては明らかに少ない数字だろう。またその数少ない関係者であったルトフィですら、結末としては処刑されているにもかかわらず、ヴァフデティによる評価は「『火山』紙の執筆者と名乗りたいがために記事を書いていた人物」であった（Akşin 1972 : 43, Kocahanoğlu 2009 : 625-627）。このように首謀者ヴァフデティと同等の処刑という罪の重さであった人物ですらヴァフデティとの関係性が密接であったとは言い難い。そして21人のうち最も罪の軽い人々は、『火山』紙の周囲への配布、「ムスリム統一協会」への参加表明、そして地方支部創設を志願した人、という程度の関係性が希薄な人々であった（Kodaman & Ünal 1996 : 208-257）。入会希望などの情報がヴァフデティに伝えられていたことは想定できるが、ヴァフデティと直接会話をしたことがない人々であったと考えられる。

また被処罰者の多くが軍人であったことに関して、既述のとおり『火山』紙で軍人が「ムスリム統一協会」へ参加することが宣言され、同宣言以降は頻繁に軍人からの寄稿記事が掲載された。このように、一読者・一寄稿者として軍人は『火山』紙との関わりを持っていたが、処刑や無期懲役などの重罪を問われた被処罰者の多くは、事件を最初に起こした兵士たちであり、『火山』紙へ記事を寄稿したために処罰されたわけではなかった。軍人であり、なおかつ同紙と関係があったのは、「ムスリム統一協会」の発足時に関係のあった人々である（第5表）。

以上から、端的に言えば『火山』紙や事件後の裁判史料からは、ヴァフデティが事件を画策し、人々へ暴動の指示を出した、という明白な証拠は出ず、実際に、史料からそのようなことも読み取れない。それはそのような記録が隠匿されたためではなく、直接的に人々に指示をした事実がないからであろう⁽³⁵⁾。つまりヴァフデティの罪状にあったように、新聞を読んだ純粹な心を持った市民や軍人の多くが、意図せず反政府行動への士気が鼓舞され、事件の拡大を手助けしたのだろう。『火山』紙は刊行当初こそ資金難で出版が思うようにできずにいたが（第11号、1908年12月21日）、「ムスリム統一協会」の発足式典には50万人が集まり、新聞の購読者数が数千、あるいは1万人をも超えたといわれている（第95号、1909年4月5日、Bayar 1966 : 389-398）。もちろんこの数字は、ヴァフデティが自称している購読者数のため絶対ではないが、新聞が回し読みされ、また周囲の人々に読み聞かせる時代においては、間違いとも言い切れない数字である。軍人が加入することを宣言し、マドラサの学生やウラマーすらも加入した組織の新聞が与える影響は、決して小さくなかったと結論付けられる。

次に、青年トルコ人革命は革命ではなかったのか、という点についても考えたい。これについては2つの見方ができる。まず統治者の交代、時代の変革という字義どおりの「革命」という見方をした場合、青年トルコ人革命単独では革命とは言えず、「3月31日事件」の存在があってこそ、革命として成り立っていると言えよう。スルタン・アブデュルハミト二世の退位によって同事件の完全な沈静化がなされたためである。同事件によって、青年トルコ人革命がより推

進され、スルタンの政治力が著しく弱められた、という永田の考察はまさに的を射ている（永田 1982：102-103）。軍事法廷における判決は、「3月31日事件」を裁いただけではなく、アブデュルハミト二世側近勢力の一掃に終止符を打つ絶好の機会として利用されたといえる。青年トルコ人革命は、反革命ともいわれた「3月31日事件」をもってして「革命」たりえたといえよう。

ただし、青年トルコ人革命から「3月31日事件」、そして現在に至るまでの軍人の存在、というものに着目した場合、また異なる重要性が見えてくる。これは長らく研究者の間でも言及されてきたことで、1908年から1950年までを「青年トルコ時代（Young Turk Era）」と区分する時代区分論に起因する（Zürcher 1993：1-6、新井 2001：5、藤波 2011：12-13、佐々木 2017：27）。[佐々木 2017]でも言及されているとおり、たしかに、青年トルコ人革命から「3月31日事件」において、軍人の政治における重要性とその権力は急激に高まっており、それが現代の政軍関係とも全くの無関係ではない点を見れば⁽³⁶⁾、青年トルコ人革命は革命的な出来事である。もちろんこれだけを見て同革命を「革命」と定義づけるべきではないが、「3月31日事件」の鎮圧から事後処理、裁判の判決にいたるまでを軍人が一手に引き受け、次代へとつないでいったことは事実である。

最後に、本稿は、これまで先行研究では典拠が明示されてこなかった公文書史料を元に、事件の結末を明らかにした点でも他との差異性が認められる。ただし、それは事件後に記された数百を優に超す記録のうちのごく一部である。例えば、地方で設立された「ムスリム統一協会」や『火山』紙の支部の処遇について、ヴァフデティ処刑後の彼の妻への寡婦援助制度についてなど、事後処理関連文書の種類は多岐にわたる⁽³⁷⁾。このような記録はこれまで明らかにされてきていない。今後は事件の直接的な記録だけではなく、より幅広い史料をもとに事件の政治的・社会的影響力と地理的・人的広がりに関わる多様な出来事を、そして「3月31日事件」の評価をより実証的に明らかにしていきたい。

注

- (1) 1908年7月23日に憲法の復活が宣言された。青年トルコ人とは憲法復活を求めて活動した人々の総称であり、その中でも特に若い軍人や知識人によって構成された「統一と進歩協会」によって革命は成された。
- (2) オスマン帝国憲法が公布された1876年から1878年を第一次立憲政期、1908年の憲法復活から1918年までを第二次立憲政期とよぶ。同憲法は1877年に始まる露土戦争の混乱を理由に、スルタン・アブデュルハミト二世によって一時停止され、以後30年間に独裁体制が敷かれつづけた。
- (3) 「3月31日事件」はオスマン帝国で当時主に使われていた財務暦（ルーミー暦）の1325年 Mart 月 31日（西暦1909年4月13日未明）に起こされた。本来であれば「4月13日事件」あるいは「Mart 月 31日事件」と呼称されるべきだが、慣例に従って本稿では「3月31日事件」と呼ぶこととする。
- (4) 『火山』紙に関しては、ドゥズダーによる同紙の現代トルコ語転写版および史料解題がある（Düzdağ 1992：2013）。また [拙稿 2015] も参照されたい。

- (5) 「ムスリム統一協会」は、『火山』紙を機関紙として設立された組織であり、同紙第48号でその旨が宣言された。同紙の65 - 70号の間に初期の設立メンバーと離反し、新たに同名組織を設立し直している。その際に、組織のリーダーは預言者ムハンマドと定められ、また第75号にはヴァフデティを含む他の役員の一覧が掲載された (Düzdağ 1992)。
- (6) 後述する「軍事法廷」の記録として、オスマン文書館所蔵の以下の軍事文書の請求番号が記されている。[İst. As. Evr. Mah. ve Tasnif Ko. Md. lügü. No : 10, 60]
- (7) 現マケドニア共和国のレスネ地域の出身で、青年トルコ人革命の指導者としてエンヴェルとともに、しばしば英雄と称えられる。『火山』紙でも「自由の英雄ニヤズィとエンヴェル両ベイへ」という記事が執筆されている (第2号, 1908年12月12日)。
- (8) ニヤズィ上級大尉とともに青年トルコ人革命を起こし、後に「3月31日事件」鎮圧の参謀少佐として活躍し、陸軍大臣も務めた (在任 1914-1918)。
- (9) 『自由 (Serbestî)』紙は1908年11月16日に創刊され、1920年まで続いた。
- (10) ハサン・フェフミの死については、まず『火山』紙、第98号の「殺人」という記事で言及されている (1909年4月8日)。同日に『タニン』紙でも記事にされている。「一昨日の晩の殺人」第247号, 1909年4月8日)。詳細は [拙稿 2016] を参照されたい。
- (11) オスマン帝国憲法はイスラーム法と併用して運用されており、両者は決して対立するものではない (「シェイヒュル・イスラーム閣下へ 寛大なる御方!」『火山』紙、第50号, 1909年2月19日)。詳細は [拙稿 2016] を参照されたい。
- (12) 日本中東学会第31回年次大会での報告「オスマン帝国末期における「3月31日事件」(1909) : 『火山』紙上のデルヴィーシュ・ヴァフデティの論調」(2015年5月17日, 於・同志社大学) で使用した年表を加筆修正した。
- (13) 「統一と進歩協会」機関紙の一つである。主筆はアリー・ケマル、後述するが彼は「3月31日事件」後に国外追放処分を受けている。
- (14) 事件ではシャリーアの要求に対して、イスラーム法官の最高責任者であるシェイヒュル・イスラームより、シャリーアは常に存在している、という返答がなされるが、蜂起はおさまらなかった (Akşin 1970 : 1972)。
- (15) ファトワはイスラーム法の解釈に基づく見解、決断、訓告などをさす。
- (16) 「3月31日事件」は、事件後に政治をおこなった「統一と進歩協会」およびそれを引き継いで第一次世界大戦を戦い、そしてムスタファ・ケマルを中心にトルコ共和国の建国をした人々にとって一種のトラウマであった。今なお、世俗主義を脅かすものの一つといわれるほどであった (Zürcher 2010 : 73-83)。
- (17) クルド人、ナクシバンディー教団の一員。『火山』紙執筆者として合計20点もの署名記事を執筆しており、同紙第75号に掲載された「ムスリム統一協会」の役員一覧にも名前が記されている。当然、事件後に処罰されていてもおかしくないが、1909年5月1日に逮捕されたのち、「戒厳令」を保護および支持する旨の論文を執筆、出版したために罪を免除されている。彼は、後に宗教運動、ヌルジュ運動の教祖となる。このために「3月31日事件」も「イスラーム主義」の活動の一環と評価されることもあるが、すでに述べたとおりヌルスィの同事件における罪自体は免除されている (Açıkgenç 2008)。
- (18) イスラームのカリフ・アブデュルハミト・ハーン閣下への公開書簡 あるいは国民の墮落 (Halife-i İslâm Abdülhamid Han Hazretlerine Açık Mektup yâhud Maraz-ı Millet) 『火山』紙、(第17-20, 22-24号, 1909年1月10日・12日・14日・16-17日・23日)。同連載においてヴァフデティが自らの生い立ちを告白しており、彼の主観に基づく記事ではあるが、彼の生涯を知る唯一の史料である。あわせて [Bayar 1965, 拙稿 2016] も参照されたい。
- (19) ヴアフデティはハイダルパシャからゲブゼ、ヘレケ、ベルガマ、そしてソマを経てイズミルへ移動した。詳細は [Bayar 1966 : 380-383, 拙稿 2016] を参照されたい。
- (20) 判決が下されたのは、文章の末尾に「[ルーミー暦の] 1325年 Haziran 月 23日の火曜に [被告人たちの] 面前で [罪状が] 決定された」と記されているとおり、西暦1909年7月6日である。判決文が文章とし

- てまとめられたのが（ルーミー暦）1325年 Haziran 月 25日（1909年7月8日）であり、署名の最後にはこちらの日付が記され、その2日後の7月10日に大宰相宛てに決定内容が到達された。
- (21) ヴァフデティが加入した組織に、「統一と進歩協会」を離反した人々が結成した「国民献身協会（Fedakarları Millet Cemiyeti）」がある（Kuşun & Kahraman 1994）。
- (22) 彼らの衣服で「真っ白になった」という表現は後述するルトフィによる『火山』紙の記事（「昨日の状況」, 第104号, 1909年4月14日）からの引用だが、「偶然にもいあわせた学生」の典拠は不明である。
- (23) 『火山』紙執筆者の一人であるエンデルンル・ルトフィは、「3月31日事件」翌日に記した「昨日の状況」（第104号）によれば、彼は事件があった時にアジア側のカドゥキョイにいたようだが、ヴァフデティがどこにいたのかは記されていない。
- (24) 3人が実際にスパイであったかは筆者は未確認である。
- (25) 根拠とされた各法は『法令集 Düstür』より、次のとおりである。刑法第55条で間接的、直接的に帝国の臣民が反乱を起こすように先導すること、あるいは反乱を起こさせることが、そして第56条で帝国の臣民を互いに武装し争わせること、国土の侵攻や殺人を起こさせることが、いずれも極刑となることが定められている。また第57条は、第55条および第56条に準ずる行為によって、無期懲役刑や禁固刑などに処されることが記されている（Düstür 1：547-548）。そして戒厳令法の第6条には、4項目が記されており、「市民が武器や弾薬の類を集めること」と「人々の精神を脅かす目的で出版された新聞は即座に〔出版〕停止されること、そして協会は禁止されること」が定められているが（Düstür 4：72）、刑の重さは明記されていない。
- (26) 本稿では、軍人の階級についてパカルンの研究（Pakalm 1993）を基に以下のように日本語訳を付した。大将（Birinci Ferik）、中将（Ferik）、大佐（Miralay）、少佐（Binbaş）、上級大尉（Kolağası）、大尉（Yüzbaş）。
- (27) ナーディリー・フェヴズイは『プロテスト』紙執筆者として出版従事者に分類しているが、同時に教育省の官僚でもあった。このように複数個所に所属する人が多数いるため、第5表および第6表の属性とその割合は絶対的な数字ではない。
- (28) アブデュルハミト二世との関係について、宮殿へ行ったことも無ければ一切の支援・金銭的援助も受けなかったし、好きではなかったと述べている（Kocahanoğlu 2009：626-627）。
- (29) 『火山』紙執筆者の署名は職業や素性、そして姓名がすべて書かれているわけではなく、名前によっては同名別人の可能性もあるし、その一方で全掲載記事の半数ちかくを占める無署名の記事を誰が書いていたかは定かではない。『火山』紙の総意、というとらえ方が出来るため、文責はヴァフデティにあるだろう（拙稿 2015）。ただし、裁判前の事情聴取でヴァフデティは、「3月31日事件」の発生前は出版される記事の一部のみを確認してから出版していたが、事件後は全く見ずに出版していた、と述べている（Kocahanoğlu 2009：627）「ルトフィ」という署名が必ずしもすべて「エンデルンル・ルトフィ」であるとは断言できないが、おそらく間違いないだろう。「ルトフィ」の署名記事はこの他に第57号、第82号、第94号、そして第108号がある（Düzdağ 1992）。
- (30) 諸説あるが、「3月31日事件」の騒動の中で、事件を起こした側と治める側の両者を合わせて少なくとも1000人以上が死亡し、数百人が裁判を経ずその場で銃殺刑に処された（Alkan 2011：237-239）。
- (31) その他とは、市井に暮らす一般人を指す。例えば肉屋、八百屋、大工などの商人、一般職、職業不詳の人々、外国人、異教徒を含む多種多様な人々である。なぜ異教徒までが参加していたのかという点に関しては、1909年4月11日がイースター（キリスト教の復活祭）であったために、外国人にとってもお祭りのタイミングであっただろうことが考えられる。加えて言うならば、その警備にあたっていたであろう警察官や憲兵も街中に多くいたために、事件へより関与しやすい状況にあったかもしれない。
- (32) おそらく『火山』紙上に記事を投稿した第5軍将校らと、事件後に裁かれた第5常備軍所属の軍人らは同じ所属であるが、同じ人物らであったことを示す史料は見られない。被処罰者の中にはすでに青年トルコ人革命後の軍部改編で解雇されていた者もいた。
- (33) それぞれの名称のトルコ語は以下のとおりである。第4狙撃部隊（4. Avcı Taburu）、海軍銃器部隊（Bahriye Silahendaz Taburu）、武装装甲艦隊（Asar-ı Tevfik Zırhlı Sefinesi）、造兵廠部隊（Tophane

- Alayı), 第5常備軍 (5. Nizamiye Alayı)。
- (34) この判決に関する史料自体も「軍事勅令 İrâde-i Askeri」文書群に分類されている。
- (35) ヴァフデティ自身は、逮捕後の事情聴取で「3月31日事件」について「反動的事件などではなく、政党内の喧嘩によって起こされたと認識している」し、「事件が起こってから情報が伝えられるまでそのことを全く知らなかった」と述べた (Kocahanoğlu 2009 : 630-631)。
- (36) 注16で言及したように、いまなお世俗主義を脅かしうる事件とみなされることもある (Zürcher 2010 : 73-83)。
- (37) 大統領府オスマン文書館のデータベースには「3月31日事件」に関連する史料が多数存在するが、既述のとおりまとまって収録されているわけではない。例えば、ヴァフデティの妻に関する史料は1912年12月5日付の大宰相府文書局 (Babiali Evrak Odası) 文書群の [BEO. 4120/308984] として検索結果に出てくるため、その存在は確認できる。

主要参考文献

1. 史料

①大統領府オスマン文書館 (Cumhurbaşkanlığı Osmanlı Arşivi) 所蔵文書
İrâde-i Askerî (軍事勅令 İ.AS.)

İ. AS, 87/35. (ヒジュラ暦 (以下 H) 1325年 Cemaziyelahir 月 25日, 西暦 (以下 AD) 1909年 7月 14日)
Dâhîliye Nezâreti Mektûbi Kalemi (内務省文書局 DH.MKT.)

DH.MKT, 2674/92. (H 1326年 Zilkade 月 11日, AD 1908年 12月 5日)

DH.MKT, 2824/26. (H 1327年 Cemaziyelevvel 月 7日, AD 1909年 5月 27日)

DH.MKT, 2825/67. (H 1327年 Cemaziyelevvel 月 9日, AD 1909年 5月 29日)

Zabtiye Nezâreti Evrâkı (憲兵局文書 ZB.)

ZB, 328/123. (H 1326年 Zilkade 月 14日, AD 1908年 12月 8日)

ZB, 332/35. (H 1327年 Rebiülahir 月 1日, AD 1909年 4月 22日)

ZB, 628/48. (H 1327年 Rebiülahir 月 1日, AD 1909年 4月 22日)

Dâhîliye Nezâreti Şifre Evrâkı (内務省暗号文書 DH.ŞFR.)

DH.ŞFR, 413/118. (H 1327年 Cemaziyelevvel 月 6日, AD 1909年 5月 26日)

②オスマン政府刊行物

Düstûr (法令集), 4 vols. and 4 suppl. İstanbul: Matba'a-i Âmire, 1289-1302

③定期刊行物

Volkan Gazetesi (『火山』紙, 第1-110号 1908年12月11日-1909年4月20日)

Tanın Gazetesi (『タニン』紙, 第210号 1909年3月2日, 第247号 1909年4月8日)

DÜZDAĞ, Ertuğrul M, *Volkan Gazetesi* (『火山』紙), İstanbul, 1992. (ラテン文字点転写版)

2. 文献

AHMAD, Feroz, *The Young Turks: The Committee of Union and Progress in Turkish Politics, 1908-14*, London, 1969.

AKŞİN, Sina, *31 Mart Olayı* (3月31日事件), İstanbul, 1970 (1972).

———, *Şeriatçı Bir Ayaklanma: 31 Mart Olayı* (シャリーア主義者の反乱 : 3月31日事件), Ankara, 1994.

ALKAN, Necmettin, *Selanik İstanbul'a Karşı; 31 Mart Vak'ası ve II. Abdülhamid'in Tahttan İndirilmesi* (セラニキ駐屯軍, イスタンブルへ進軍 : 3月31日事件とアブデュルハミト二世の退位), İstanbul, 2011.

———, *Selanik'in Yükselişi: Jön Türkler Abdülhamid'e Karşı 1908 İhtilali* (セラニキ駐屯軍の蜂起 : 青年トルコ人のアブデュルハミトへ対する 1908年反乱), İstanbul, 2012.

- BABACAN, Hasan & AVŞAR, Servet, *31 Mart Hatıraları: İsyân Günlerinde Bir Muhalif: Mahir Said Pekmen* (3月31日事件の回想：反乱の日々における敵対勢力：マヒル・サイド・ペキメン), Ankara, 2013.
- BAYAR, Celal, *Ben de Yazdım; Milli Mücadele'ye Gidiş* (私も書いた：国民闘争へ出発), 1-2, İstanbul, 1965-66.
- BAYDAR, Mustafa, *31 Mart Vak'ası* (3月31日事件), İstanbul, 1955.
- DÜZDAĞ, Ertuğrul M, "Volkan; 1908-1909 Yıllarında Yayınlanan Dini, Siyasi Günlük Gazete (火山; 1908-1909年に出版された宗教的, 政治的日刊紙)," ed. AYDIN, Hakan, *İkinci Meşrutiyet Devrinde Basın ve Siyaset* (第二次立憲政期における出版と政治), İstanbul, 2010.
- KOCHANOĞLU, Osman Selim, *Derviş Vahdeti ve Çavuşların İsyanı: 31 Mart Vak'ası ve İslamcılık* (デルヴィーシュ・ヴァフデティと兵士たちの暴動：3月31日事件とイスラーム主義), İstanbul, 2001.
- , *31 Mart Ayaklanması ve Sultan Abdülhamid* (3月31日事件とスルタン・アブデュルハミト二世), İstanbul, 2009.
- KODAMAN, Bayram & ÜNAL, Mehmet Ali, *Son Vak'anüvis Abdurrahman Şeref Efendi Tarihi: II. Meşrutiyet Olayları (1908-1909)* (最後の修史官アブドゥルラフマン・シェレフ・エフェンディの歴史：第二次立憲政の諸事), İstanbul, 1996.
- UNAT, Faik Reşit, *İkinci Meşrutiyetin İlanı ve Otuzbir Mart Hadisesi* (第二次立憲政の宣言と3月31日事件), Ankara, 1960.
- RİFAT, Mevlanzade, *31 Mart Bir İhtilalin Hikayesi* (3月31日の反乱の諸説), İstanbul, 1996.
- ZÜRCHER, Erik J, *Turkey: A Modern History*, London, 1993.
- , *The Young Turk Legacy and Nation Building: From the Ottoman Empire to Atatürk's Turkey*, London, 2010.
- 秋葉淳「アブデュルハミト二世期オスマン帝国における二つの学校制度」『イスラム世界』50, 1988: 39-63.
- 「近代帝国としてのオスマン帝国：近年の研究動向から」『歴史学研究』798, 2005: 22-30.
- 新井政美『トルコ近現代史』みすず書房, 2001.
- 伊藤(矢本)彩「オスマン帝国末期における出版と「3月31日事件」：『火山 *Volkan*』紙の分析を中心に」『明大アジア史論集』19, 明治大学東洋史談話会, 2015: 32-76.
- 小笠原弘幸『オスマン帝国：繁栄と衰亡の600年史』中公新書, 2018.
- 佐々木紳「ジャーナリズムの登場と読者層の形成：オスマン近代の経験から」『近代・イスラームの教育社会史：オスマン帝国からの展望』(秋葉淳・橋本伸也編), 昭和堂, 2014: 113-137.
- 「トルコ近現代史の中の立憲主義：歴史の復元ポイントとして」『歴史学研究』962, 2017: 24-32.
- 設楽國廣「青年トルコ人革命前史：レスネのニヤーズィ蜂起の歴史的意義」『オリエント』21 (1), 1978: 91-108.
- 「青年トルコ人とオスマン朝軍：将校の出自に関する問題を中心に」『中嶋敏先生古稀記念論集(下巻)』, 1981: 565-579.
- 「行動軍の指導理念の変化」(護雅夫編)『内陸アジア・西アジアの社会と文化』山川出版社, 1983: 799-821.
- 「3・31事件における宗教運動」(護雅夫編)『イスラム圏における宗教運動に関する総合的研究』(昭和59・60年度科学研究費補助金(総合研究A)研究成果報告書), 1986: 72-89.
- 「統一と進歩委員会の系譜」『オリエント』35(1), 1992: 1-15.
- 永田雄三「トルコ」(加賀谷寛・勝藤猛・永田雄三編)『中東現代史I』(世界現代史11)山川出版社, 1982.
- 藤波伸嘉『オスマン帝国と立憲政：青年トルコ革命における政治, 宗教, 共同体』名古屋大学出版会, 2011.
- 矢本彩「オスマン帝国末期における「三月三十一日事件」(一九〇九年)」『東洋大学東洋史論集：高橋継男教授古稀記念』(高橋継男教授古稀記念東洋大学東洋史論集編集委員会編), 汲古書院, 2016: 629-665.

3. 事典類

- AÇIKGENÇ, Alparlan, "Said Nursi (サイド・ヌルスィ)," *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi* (トルコ宗務庁版イスラーム百科事典, 以下 *DİA*), XXXV, 2008: 565-572.
- DÜZDAĞ, M. Ertuğrul, "Volkan (火山)," *DİA*, XXXIII, 2013: 123-125.
- GÜNYOL, Vedat, "Matbuat, II. Türkler (出版, 2. トルコ)," *İslam Ansiklopedisi* (イスラーム百科事典), 7, 1972: 367-379.
- HANİOĞLU, M. Şükrü, "İttihâd ve Terakkî Cemiyeti (統一と進歩協会)," *DİA*, XXI, 2001: 476-484.
- KOLOĞLU, Orhan, "BASIN, Osmanlı Basını: İçeriği ve Rejimi (出版, オスマン出版界: 内情と体制)," *Tanzimat'tan Cumhuriyet'e Türkiye Ansiklopedisi* (タンズイマートから共和国へ, トルコ百科事典), 1, 1985: 68-93.
- KURŞUN, Zekeriya & KAHRAMAN, Kemal, "Derviş Vahdeti (デルヴィーシュ・ヴァフデティ)," *DİA*, IX, 1994: 198-200.
- KÜÇÜK, Cevdet, "Abdülhamid II (アブデュルハミト2世)," *DİA*, I, 1988: 216-224.
- , "Mehmed V (メフメト5世)," *DİA*, XIII, 2003: 418-422.
- ÖZCAN, Azmi, "Otuzbir Mart Vak'ası (3月31事件)," *DİA*, XXXIV, 2007: 9-11.
- PAKALIN, Mehmet Zeki, *Osmanlı Tarih Deyimleri ve Terimleri Sözlüğü* (オスマン史の慣用句と術語辞典), 1-3, 1993, İstanbul.
- SAKAOĞLU, Necdet, "Otuzbir Mart Olayı (3月31日事件)," *Dünden Bugüne İstanbul Ansiklopedisi* (過去から現代にいたるイスタンブール百科事典), VI, 1994: 184-188.
- TÜRKMEN, Zekeriya, "Hareket Ordusu (行動軍)," *DİA*, XVI, 1992: 125-127.

The Thirty-First March Incident and the Ensuing Military Court in the Early 20th-Century Ottoman Empire: Investigating Case Records of the Mastermind

YAMOTO Aya

In the late Ottoman Empire, the Committee of Union and Progress successfully staged what became known as the Young Turk Revolution in September 1908. Hence, the Ottoman Constitution, which had been suspended for 33 years previously by Abdulhamid II, was restored, and the Second Constitutional Era began. However, the following year, what became known as the 31 March Incident occurred (13 April 1909), namely a counter-revolutionary development, against the Young Turk Revolution. Dervish Vahdeti, who is considered the mastermind of this event, established the Society of the Muhammadan Union (İttihad-ı Muhammedî Cemiyeti), which published the newspaper *Volkan*. Vahdeti's trial, which resulted in a sentence of capital punishment, has not been discussed in detail, although Vahdeti has undeniable historical importance as the mastermind of the incident.

This paper examines details of the Vahdeti trial, relying on judicial records and other historical materials, found among the records of military court (Birinci Dîvân-ı Harb-ı 'Örfî) held in the Ottoman Record Office (Cumhurbaşkanlığı Osmanlı Arşivi).

The results of our study clearly show that the trial was not a run-of-the-mill event but a clear military court, in which the judge and chief presiding officers were military. Moreover, the charges against Vahdeti are also enumerated, as well as the outcomes of the incident. Vahdeti was tried in court for sedition through his publication, but the majority of those who had been convicted of such crimes were military men, and there was no direct relationship between Vahdeti and the military.

The Young Turk Revolution was interpreted as a revolution, but in fact, it was the 31 March Incident that brought about the dethronement of Sultan Abdulhamid II. Thus, the Young Turk Revolution was not a literal revolution. Instead, the period of the real revolution extended from what is known as the Young Turk Revolution (1908) to the 31 March Incident (1909), as shown in this paper by a close examination of the fallout of the 31 March Incident.

Keywords: 31 March Incident, Dervish Vahdeti, Military Court, Society of the Muhammadan Union